

# 障害者雇用変動報告書ってなに



～直近の6月1日現在の障害者雇用状況報告書の提出以降に「変動」のあった場合の報告です～

事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年6月1日現在の状況を「障害者雇用状況報告書」により本社の所在地を管轄する公共職業安定所長に報告することが義務付けられています。

## 「障害者雇用変動報告書」とは・・・

直近の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」による報告以降に「変動」が生じた場合、「障害者雇用変動報告書」(ハローワーク名古屋中のHPよりダウンロード)によりその都度ご報告をお願いいたします。

## 「変動」とは

障害者の不足数（障害者雇用状況報告書の⑭欄）が

- ① 不足であったものが0人（不足無し）となった場合
- ② 0人（不足無し）であったものが不足となった場合

「障害者雇用変動報告書」の入手方法や報告方法は裏面をご覧ください

### <問い合わせ先>

名古屋中公共職業安定所（ハローワーク名古屋中） 雇用管理部門

☎052-855-3740 部門コード32#

※名古屋中雇用管理部門では、名古屋市内にある3安定所の雇用管理業務を集中して行っています。

## 「障害者雇用変動報告書」の入手方法について

### 📄 ハローワーク名古屋中HPより様式をダウンロード

- ①「ハローワーク名古屋中」を検索
- ②「事業主の方へ」をクリック
- ③「事業主の方へ」の中の「障害者雇用」をクリック
- ④ページの下方、「『障害者雇用変動報告書』の提出にご協力ください。」の中にある「障害者雇用変動報告書」をダウンロードしてください。

## 「障害者雇用変動報告書」の報告方法について

### 📧 メールで報告する場合

「障害者雇用変動報告書」を入力し下記アドレスあて添付して送付してください。

E-mail :

**meinaka-koyou@mhlw.go.jp**

※令和5年2月20日より送付先を変更しました。

### 📧 郵送で報告する場合

「障害者雇用変動報告書」を入力し印刷したものを下記あて郵送してください。

〒460-8640

名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル5階

名古屋中公共職業安定所 雇用管理部門あて

### 📍 来所し報告する場合

「障害者雇用変動報告書」を入力し印刷したものを、下記ハローワークにご来所の際に窓口へお持ちください。

- ◎名古屋中公共職業安定所 5階 雇用管理部門  
名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル
- ◎名古屋南公共職業安定所 2階 ⑩求人コーナー  
名古屋市熱田区旗屋2-22-21
- ◎名古屋東公共職業安定所 2階 ⑥求人コーナー  
名古屋市名東区平和が丘1-2